

図 14

**変更案**

**質問8** 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 <u>介護予防訪問介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における訪問系サービスを指す）</u> 、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護（※介護予防・日常生活支援総合事業における通所系サービスを指す）</u> 、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護〕
5	小規模多機能型サービス等 〔小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

**現 行**

**質問8** 5月中に利用した介護サービス（全額自己負担を含む）について、利用したサービスのすべての番号に○をつけてください。

サービスの種類 (1～5は介護保険制度によるサービスをいいます)	
1	訪問系サービス 〔訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、 <u>介護予防訪問看護</u> 、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〕
2	通所系サービス 〔通所介護、通所リハビリテーション、 <u>介護予防通所介護</u> 、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護〕
3	短期入所サービス 〔短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護〕
4	居住系サービス（グループホーム） 〔認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護〕
5	小規模多機能型サービス等 〔小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護）〕
6	配食サービス
7	外出支援サービス
8	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

⑤ 「65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階」の変更

本申請では、介護票の65歳以上の介護を要する者（第1号被保険者）の介護保険料所得段階に係る調査事項について、65歳以上の介護を要する者のうち、介護保険料所得段階が第1段階及び第2段階以外の者については、以下のとおり（図15参照）、選択肢の3から5のうち該当するもの1つのみ選択するよう明示する計画である。

これについては、従前から、報告者に対し、「介護保険料額決定通知書」に記載の所得段階区分を参考に、該当する選択肢を1つ選択して記載する

こととしていたが、報告者に紛れが生じないように、設問において、該当する選択肢を1つのみ選択するよう明示することとしているものであり、適当である。

図15

**変更案**

**質問12** 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。  
 ※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

**現 行**

**質問12** 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。  
 ※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

### ⑥ 「所得の種類別金額（雇用者所得）」の変更

本申請では、所得票の所得の種類別金額（雇用者所得）に係る調査事項について、雇用者所得を記載するに当たっての参考書類として、従前から記載している源泉徴収票（原本又は写し）及び給与明細書に加えて、以下のとおり（図16参照）、「確定申告書〔控〕」を追加する計画である。

これについては、以下に該当する者等は、給与所得者であっても原則、確定申告を行う必要があり、確定申告書に記載の「給与」欄の金額が該当することから、参考書類に追加することとしているものであり、適当である。

- i 給与の年間収入金額が2,000万円を超える者
- ii 1か所から給与の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える者
- iii 2箇所以上から給与の支払を受けている者で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円

を超える者 等

図16

変更案	
<p><b>質問2</b> あなたは昨年1年間（平成27年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p> <p>現 行</p>	<p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の1.2倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p><b>働いて得た所得</b></p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕 給与明細書 <b>確定申告書〔控〕</b></p>
現 行	
<p><b>質問2</b> あなたは昨年1年間（平成24年1月～12月）に何らかの所得を受け取りましたか。</p> <p>受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。</p> <p>雇用者所得 01 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 万円</p> <p>億 千 百 十 一</p>	<p>〔1年分の所得金額がわからないときは、1か月の収入の1.2倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。〕</p> <p><b>働いて得た所得</b></p> <p>勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含まれます。</p> <p>【参考書類】源泉徴収票〔原本又は写し〕 給与明細書</p>

## イ 集計事項の変更

本申請では、世帯票の教育、健康票の健診等の受診状況等及び健康票のがん検診の状況に係る調査事項の追加・変更等に伴い、関連する集計事項を変更する計画である。

これらについては、最終卒業学校が特別支援学校・特別支援学級の者の就業状況等の把握並びに健診等及びがん検診の受診機会の的確な把握に資するものと認められることから、おおむね適当である。

ただし、所得票に係る集計事項について、妻の就業形態の相違による世帯所得への影響を経年的に明らかにする観点から、末子の年齢と「夫婦ともに正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻がパート等非正規の職員・従業員」「夫が正規の職員・従業員、妻が無職」の世帯類型別にみた世帯の累積収入分布を表章する必要があることを指摘する。

## ウ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除

本申請では、東日本大震災の影響により、平成23年調査（簡易調査）の実施時には岩手県、宮城県及び福島県内全てを調査対象地域から除外していたのを、平成24年調査（簡易調査）時には福島県については引き続き調査対象地域から除外する一方で、岩手県及び宮城県については、沿岸部市町村の調査区が抽出された場合は、調査実施の可否を確認し、調査不可能な場合は代替調査区を抽出することとしていた調査計画の規定を削除する計画である。

これについては、前回の大規模調査である平成25年調査から、上記3県においても東日本大震災の影響が解消され既に調査対象地域となっていることを踏まえ、上記の対応に係る調査計画の規定を削除するものであることから、適当である。

## 2 統計委員会諮問第45号の答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、平成25年に実施された前回の大規模調査に係る本委員会の答申（諮問第45号の答申「国民生活基礎調査の変更について」（平成25年1月25日付け府統委第7号。以下「前回答申」という。））において、①就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し、②睡眠に関する調査事項の在り方の検討、③非標本誤差<sup>（注）</sup>の縮小等に向けた取組の3事項に関する検証・検討の必要性が指摘されている、  
（注）「非標本誤差」とは、調査票未回収、未回答等により生じる調査結果の誤差のことである。

これらの指摘事項に関する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要は、別添のとおりである。

別添の厚生労働省の対応状況についての評価は、以下のとおりである。

### （1）就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直しについて

本課題については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において世帯に関する調査は適用対象外となっていることや、特段の対応を図ることも求められていないことから、現状のままとするとの調査実施者の結論は現時点ではやむを得ないものとするが、今後のガイドラインの見直しに係る検討状況を踏まえ、所要の対応を行う必要がある。

### （2）睡眠に関する調査事項の在り方の検討について

本課題については、厚生労働省の有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）において学術的な議論も踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針2014」（平成26年3月厚生労働省健康局）において、「眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない」といったことが重要とされていること、また、社会生活基本調査（総務省所管の基幹統計調査）において、国民の1日の生活時間の配分を捉える中で、就寝時刻及び睡眠時間について把握していることから、就寝時刻の把握を見送るとの調査実施者の結論については報告者負担の観点からも妥当

であると評価する。

(3) 非標本誤差の縮小等に向けた取組について

(検討中)

3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項への対応状況について

(検討中)

4 今後の課題

(検討中)

【別添】

表 前回答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画における指摘事項に対する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要

前回答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画における指摘事項	左記課題・指摘事項に対する厚生労働省の対応状況（検証・検討結果）の概要
<p>(1) 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し【前回答申における今後の課題】</p> <p>就業・雇用形態の区分に関する用語・概念については、平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 24 年 9 月 25 日統計委員会）において、厚生労働省は、所管統計調査について、異なる統計間の当該用語の整合性の確保等の観点から必要な見直しを行うこととされており、これを受けて、同省は、現在、事業所・企業統計を中心に検討を行っているところである。</p> <p>したがって、本調査における世帯員の就業・雇用形態に関する調査事項（略）に使用されている用語については、今後、取りまとめられる当該検討の結果を踏まえ、平成 28 年の大規模調査の企画の際に必要な見直しを行う必要がある。</p>	<p>世帯を対象とする調査は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）において適用対象外となっており、就業関係項目を調査している他の世帯調査との整合性を図るため、当面は現状のままとしていたいと考えている。</p> <p>なお、今後のガイドラインにおける世帯調査の取扱いに係る検討状況及び他の世帯調査の動向を踏まえつつ、所要の見直しを行っていく予定である。</p>
<p>(2) 睡眠に関する調査事項の在り方の検討【前回答申における今後の課題】</p> <p>就寝時刻については、社会的には昼夜逆転等生活スタイルの多様化を象徴する事柄ではあるが、学術的には健康に影響を及ぼすか否かに関して、いまだに結論が得られていない。そのため、就寝時刻に関する学術的な議論を踏まえた上で、今後、睡眠に関する調査事項の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>有識者による「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」（座長：内山真日本大学医学部精神医学系主任教授）が開催され、睡眠に関する科学的根拠に基づいて議論が行われた。これを踏まえて策定した「健康づくりのための睡眠指針 2014」（平成 26 年 3 月厚生労働省健康局）に基づき睡眠分野における国民の健康づくりのための取組を行っているところであり、同指針においては「眠くなってから寢床に入り、起きる時間は遅らせない。眠たくなってから寢床に就く、就床時刻にこだわりすぎない。」といったことが定められている。</p> <p>また、就寝時刻及び睡眠時間については、総務省が実施する社会生活基本調査（基幹統計調査）において調査され、所要の集計表が作成されているところである。</p> <p>以上のことから、本調査において、就寝時刻について把握する必要性はないと考えている。</p>

※ 「非標本誤差の縮小等に向けた取組【前回答申における今後の課題】」及び「所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大【第Ⅱ期基本計画における指摘事項】」については検討中。